

長与町告示第 159 号

住民税非課税世帯支援給付金給付事業業務委託に係る一般競争入札について

令和 6 年 1 2 月 2 7 日

長与町長 吉田 慎一

このことについて、次のとおり制限付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び長与町財務規則（平成 1 7 年規則第 5 号）第 9 1 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する

## 1 入札に付する事項

- (1) 入札番号 6 福委第 7 号
- (2) 件名 住民税非課税世帯支援給付金給付事業業務委託
- (3) 履行場所 長与町が指定する場所
- (4) 概要 国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の「低所得世帯支援枠」を活用し、物価高騰に伴う影響を強く受ける低所得世帯の負担軽減を図るために支給する、住民税非課税世帯一世帯当たり 3 万円、住民税非課税世帯のうち子ども一人当たり 2 万円を加算する給付金に関して、一連の給付を実施することを目的とする。
- (5) 委託期間 令和 7 年 1 月 2 9 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで
- (6) 最低制限価格 無
- (7) 予定価格 非公表
- (8) 契約保証金 要（ただし、長与町財務規則第 111 条に該当する場合免除）

## 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加できる者の資格は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令 第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 長与町工事請負契約等に係る入札参加資格者指名停止の措置要領（平成 1 7 年要領第 4 号）第 3 条及び第 4 条の規定により、指名停止を受けている者でないこと。
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団をいう。）若しくは暴力団員等（同法第 2 条第 6 号に掲げる暴力団員及び暴力団の構成員とみなされる者をいう。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

- (4) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定に基づく、清算の開始、破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条第1項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (6) 所在地における国税（法人にあっては法人税をいい、個人にあっては所得税をいう。）、道府県税及び都税（事業税をいう。）、市町村税並びに賦課金等を滞納していないこと。
- (7) プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の登録があること。
- (8) 長崎県内に本店又は支店を有していること。
- (9) 契約者が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有するもの（種類及び規模を同じくする契約とは、非課税者等を対象とした給付金業務で対象3,000件を超える契約）

### 3 入札及び開札の日時及び場所

令和7年1月16日（木）10時00分～

長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷 659 番地 1 長与町役場 2 階第 2 会議室

### 4 入札保証金

要（ただし、長与町財務規則第94条に該当する場合免除）

### 5 入札参加申請等

- (1) 本入札の参加希望者は、次の書類を提出しなければならない。

ア 競争入札参加資格確認申請書兼誓約書（様式1）（以下「申請書」という。）

イ 上記2の（6）、（7）、（9）が証明できる書類等の写し

※ 入札参加資格に関して、別途町から照会や関係書類の提出を求める場合がある。

- (2) 申請書は持参、電子メール又は郵送により提出するものとする。電子メールによる場合は、受信後、担当者から受信確認の電話を行うので、必ずメール本文に担当者名、連絡先を記載しておくこと。なお、電子メール送信後、翌日（申請の期限日に送信した場合は当日中）までに受信確認の電話がない場合には、担当者へ受信確認の電話を行うこと。また、電子メールで申請書を提出した場合は、原本についても、後日、持参又は郵送により提出すること。

### (3) 申請書の受付

ア 受付期間 令和7年1月6日(月)9時00分から令和7年1月10日(金)12時00分まで(ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)

イ 受付時間 9時00分から17時00分まで(12時00分から13時00分までを除く。受付期間最終日は12時00分まで)

ウ 受付場所 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1 長与町役場1階 福祉課

### (4) その他

ア 提出書類の作成にかかる費用は、提出者の負担とする。

イ 提出書類は無断で他の目的に使用しないものとする。

ウ 提出書類は返却しないものとする。

エ 提出書類は公表しないものとする。

## 6 入札参加資格を有しない入札参加申請者への通知

資格確認の結果、入札参加資格を有しないと認めた者には、否認理由を記載し、令和7年1月14日(火)までに通知する。

## 7 仕様書等及び質疑応答

(1) 仕様書等は、長与町ホームページからダウンロードして取得すること。なお、ダウンロードが困難な場合は、福祉課の窓口で配付する。この場合は、事前に福祉課へ電話すること。

(2) 仕様書等の質疑応答 本業務に係る仕様書等の質疑は、質問書(様式2)で行うものとする。

ア 提出期限 令和7年1月10日(金)12時00分までに持参、電子メールにより送付するものとする。なお、電子メール送信後、翌日(申請の期限日に送信した場合は当日中)までに受信確認の電話がない場合には、担当者へ受信確認の電話を行うこと。

イ 提出先 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1 長与町役場1階 福祉課

電子メールアドレス [hukushi@nagayo.jp](mailto:hukushi@nagayo.jp)

ウ 回答期限 令和7年1月14日(火)17時00分までにすべての入札参加申請者(ただし、本件への入札参加資格を有しないと認めた者を除く)へ電子メールで回答する。

## 8 入札の方法等

- (1) 入札の方法は、会場入札とする。
- (2) 入札執行回数は、2回を限度とする。
- (3) 入札会場に入場できる者は、各社1人までとする。
- (4) 入札は、所定の入札書（様式3）に必要事項を記入し、指定の日時及び場所に本人又は代理人が参加して自ら提出しなければならない。
- (5) 入札は、1件につき1通に限る。
- (6) 入札者は、他の入札者の代理人となることができない。
- (7) 代理人が入札する場合は、入札前に委任状(様式4)を提出しなければならない。
- (8) 入札開始後、入札会場に到着した者は入札に参加することができない。

## 7 入札説明会

入札説明会は、実施しないものとする。

## 8 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書（様式3）に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 9 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、当該入札者は再度入札の参加を認めない。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者(入札参加申請後、当該資格を有しなくなった者を含む。)の入札
- (2) 本入札参加申請書又は提出資料において虚偽の記載をした者の入札
- (3) 入札者が法令の規定又は契約担任者の定めた入札条件に違反したとき。
- (4) 入札金額を訂正した入札
- (5) 入札金額が確認できない入札

- (6) 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤の入札と認めた入札
- (7) 所定の入札書を使用しない入札
- (8) 再度入札する場合、前回の最低価格以上の価格での入札及び初回入札に参加しなかった者のした入札
- (9) 入札書に記名押印がないときその他必要な記載事項を確認できないとき。

## 10 入札書の撤回等

入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

## 11 申請書提出後の入札辞退

入札を辞退する場合は、入札者はその旨を入札辞退届(様式5)により届け出なければならない。

## 12 入札の中止又は延期

入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めるときは、入札を中止又は延期する場合がある。

## 13 落札者の決定方法

- (1) 落札者は、本業務の予定価格の制限の範囲内の価格で、最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。また、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじの方式により落札者を決定する。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。

## 14 異議の申立て

入札をした者は、入札後、長与町財務規則、仕様書その他契約事項等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

## 15 その他

- (1) 申請書及び入札書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出期限後における申請書等の差替え又は再提出は、認めない。
- (3) 提出された申請書等は、返却しない。

- (4) 提出された申請書等は、入札参加資格の確認以外に、申請者に無断で使用しない。
- (5) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、入札参加停止を行うことがある。
- (6) 入札参加者は、この公告文書及び仕様書を熟読し、これを遵守すること。
- (7) 契約の履行に関して各種手続が必要な場合は、積極的に協力をすること。
- (8) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (9) 落札者は、10日以内に作業スケジュール及び入札金額の積算内訳を提出すること。
- (10) その他記載されていない事項については、地方自治法、同法施行令、同法規則等関係法令及長与町財務規則等の関係例規の定めによる。
- (11) 仕様書に特段の定めがない事項については、その他関係規程を承知の上、入札すること。
- (12) 入札書用封筒等の記載方法については、下記を参照のこと。入札書以外封筒に入れないこと。

## 入札用封筒

表

第	号
業務名 _____	
入札書	
氏名	

裏


備考1 封筒の大きさは標準規格長3を使用すること。

2 作成者は、封印を押すこと。

### 16 問い合わせ先

長与町役場 福祉課 095-883-1111 (内線 126)